令和 8 年台風第 25 号により被災された方に

保険料の免除を行っています

建設国保では災害救助法の適用となった台風第 25 号に係る被害にあった組合員に対し、下記内容（下記地域以外でもご相談ください）で建設国保保険料の免除を行っています。

下記内容をご確認いただき、対象となる場合は必要書類をご準備の上、建設国保へ申請をお願いします。（申請窓口は所属の建設組合となります）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
＜神奈川県＞ 三浦市 横須賀市 ＜千葉県＞ 銚子市、木更津市、野田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町里市、富里市、山武市、白子町、長柄町、酒々井町、九十九里町 ＜東京都＞ 大島町	神奈川県三浦市、千葉県は 9 月 20 日 神奈川県横須賀市、東京都大島町は 9 月 21 日	令和８年台風第２５号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じている	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

(1) 保険料の徴収猶予とその免除

①全壊及び全部冠水の場合は保険料 3 ヶ月分を免除とする

②半壊及び床上冠水の場合は保険料 2 ヶ月分を免除とする

※罹災月より起算

(2) 申請方法

下記の書類を所属の支部にご提出ください。

①国民健康保険料免除申請書（様式 1-23）

②り災証明書等、免除の理由を証明する書類

※①の申請書は所属の支部にあります。

【お問い合わせ】　神奈川県建設連合国民健康保険組合　業務課

TEL：045-453-9661